

静岡県公安委員会規則第1号

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月3日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則

行政不服審査手続に関する規則（平成28年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（静岡県情報公開審査会等への諮問等に係る手続）</p> <p>第29条 <u>静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第19条から第21条まで及び第24条から第25条の3までに係る審査請求に関する手続並びに静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第40条から第42条まで及び第45条から第46条の3までに係る審査請求に関する手続のうち、公安委員会が行う手続については、この規則の規定にかかわらず、本部長が定める。</u></p>	<p>（静岡県情報公開審査会等への諮問等に係る手続）</p> <p>第29条 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条及び第107条に係る審査請求に関する手続、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第19条から第21条まで及び第24条から第25条の3までに係る審査請求に関する手続並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）第13条及び第14条に係る審査請求に関する手続のうち、公安委員会が行う手続については、この規則の規定にかかわらず、本部長が定める。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。